

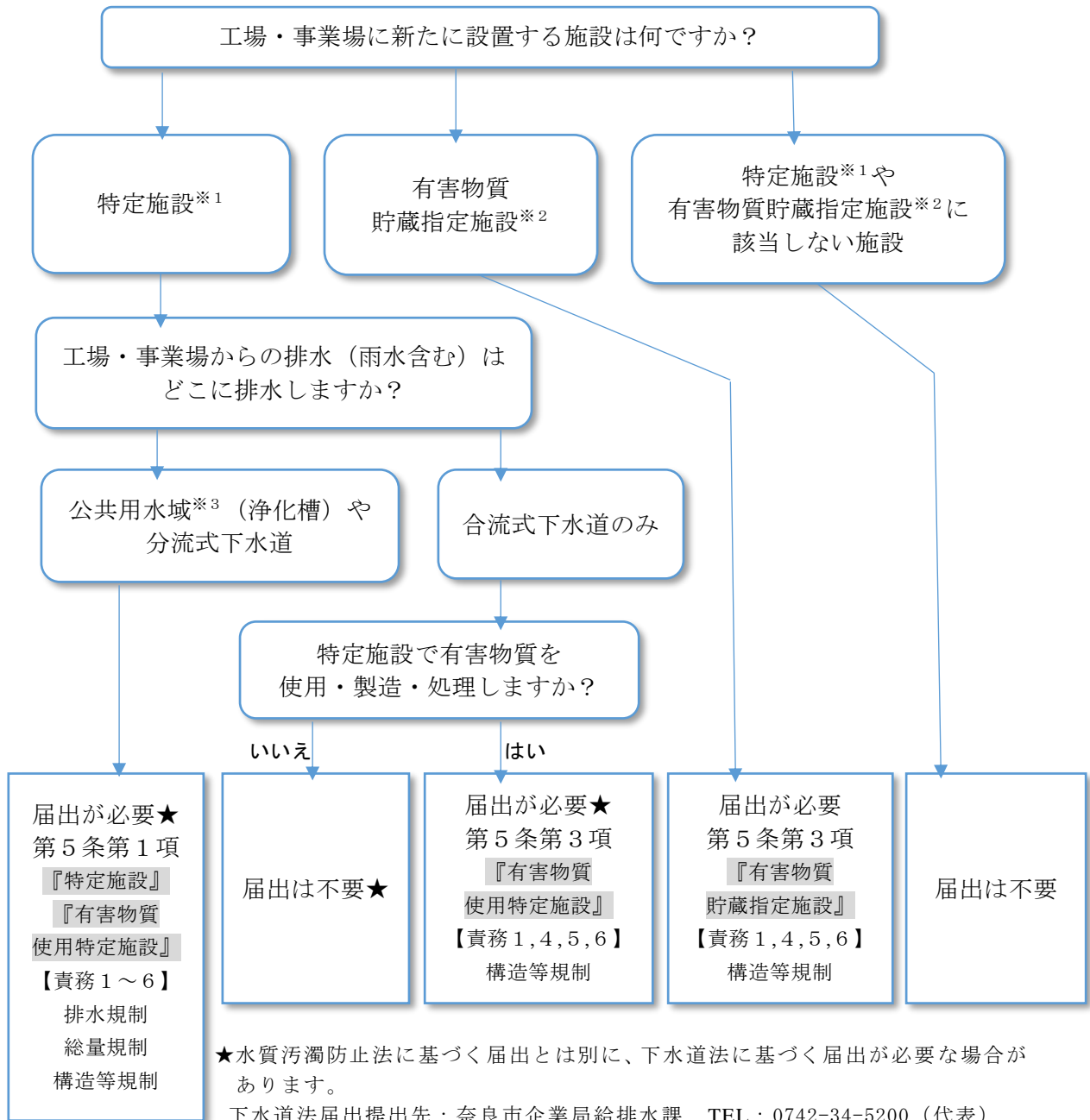
水質汚濁防止法に基づく  
工場・事業場排水の規制・届出について

令和5年2月

奈良市保健所  
保健・環境検査課  
TEL:0742-93-8477

水質汚濁防止法に基づく届出について

水質汚濁防止法では、特定施設や有害物質貯蔵指定施設を設置しようとするときには事前に届出（設置の届出）をしなければなりません。



★水質汚濁防止法に基づく届出とは別に、下水道法に基づく届出が必要な場合があります。

下水道法届出提出先：奈良市企業局給排水課 TEL：0742-34-5200（代表）  
（分流式・合流式の別もこちらにお問い合わせください）

- ※1 汚水等を排出する施設で水質汚濁防止法施行令第1条で定める施設（別添1）
- ※2 有害物質（別添2表1）を含む液状の物を貯蔵する指定施設※4
- ※3 河川、湖沼その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい水路その他公共の用に使用される水路（ただし終末処理場のある公共下水道及び流域下水道に接続している公共下水道を除く）
- ※4 有害物質を貯蔵、若しくは使用し、又は指定物質（別添3）を製造、貯蔵、使用、若しくは処理する施設

## 特定事業場等の責務

### 1. 届出

#### ① 特定施設の設置の届出（法第5条第1号）

工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設を設置しようとするときは、事前に設置の届出をしなければなりません。ただし一日当たりの最大排水量が50m<sup>3</sup>以上の場合（指定地域特定施設及び都祁・月ヶ瀬地区の一部に特定施設を設置する場合を除きます。）には、事前に瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可申請をしなければなりません。

#### ② 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置の届出（法第5条第3号）

有害物質使用特定施設（合流式下水道のみに排水している施設）又は有害物質貯蔵指定施設を設置しようとする事業者は、事前に設置の届出をしなければなりません。

#### ③ 特定施設の使用の届出（法第6条）

ある施設が政令の改正により新たに届出対象施設となった際に、現にその施設を設置している事業者は、使用の届出をしなければなりません。

#### ④ 特定施設の構造等の変更の届出（法第7条）

①②③の申請をした事業者が、特定施設の構造、使用の方法、汚水等の処理の方法、排出水の汚染状態及び量等を変更しようとするときは、事前に変更の届出または許可申請をしなければなりません。

#### ⑤ 汚濁負荷量測定手法の届出（法第14条第3項）

①③の届出をした事業者（一日当たりの平均排水量が50m<sup>3</sup>以上の事業場に限り）は、あらかじめ、汚濁負荷量の測定手法の届出をしなければなりません。測定手法を変更するときも同様です。

#### ⑥ 氏名の変更等の届出・承継の届出（法第10条・法第11条）

①②③④の届出または申請をした事業者が、氏名変更、特定施設の使用廃止または承継等を行ったときは、その旨を届け出なければなりません。

### 2. 排水基準の遵守

事業者は、特定事業場から公共用水域に排出される排水等について、水質汚濁防止法及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例による排水基準（別添2表1・表2）を遵守しなければなりません。また、基準に適合するよう排水処理施設の設置、改善、維持管理の徹底等の対策を講じなければなりません。

### 3. 水質検査の実施・記録の保存（法第14条第1項・第2項）

事業者は自ら排出水の汚染状態を1年に1回以上測定し、排水基準の遵守を確認するとともに、その記録を三年間保存しなければなりません。（生活環境項目の測定については、一日当たりの平均排水量が50m<sup>3</sup>以上の工場・事業場に限り）

### 4. 施設の定期点検・記録の保存（法第14条第5項）

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、当該施設について環境省令で定めるところにより定期点検し、その記録を三年間保存しなければなりません。

### 5. 有害物質含有汚水等の地下浸透の禁止（法第12条の3）

事業者は、有害物質を含む汚水等を地下に浸透させてはなりません。

## 6. 事故時の措置（法第14条の2）

事業者は次に掲げるような場合、直ちに応急の措置（吸着マットの設置、汚染表土の除去等）を講ずるとともに、速やかにその事故の状況と講じた措置について、奈良市に報告しなければなりません。ただし、当該事故により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときに限ります。

- ①事業者が**特定事業場**内で事故等により、有害物質を含む水もしくは生活環境項目（**別添2**表2：一日当たりの平均排水量が50m<sup>3</sup>以上の特定事業場に限り）について排水基準に適合しない水を公共用水域に排出させ、または有害物質を含む水を地下に浸透させた場合。
- ②事業者が**指定事業場**内で事故等により、有害物質または指定物質（**別添3**）を含む水を公共用水域に排出させ、または地下に浸透させた場合。
- ③**貯油施設（油水分離槽等）**を設置している事業者が、貯油事業場内で事故等により、油を含む水を公共用水域に排出させ、または地下に浸透させた場合。

### 排水規制

水質汚濁防止法及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例（奈良県条例）による**排水基準は別添2（表1・表2）**のとおりです。ただし一日当たりの平均排水量が50m<sup>3</sup>以上の特定事業場については、**総量規制基準（表3）**が適用されますのでご留意下さい。

立入検査により一度排水基準違反の事実が生じ、さらにその後も排水基準違反の状態が続くおそれがあると認められるような場合は、汚水処理方法等の改善命令又は、特定施設の使用若しくは排出水の一時停止命令を受ける場合があります。（法第13条）

### 構造等規制

**有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設**を設置している者は、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について、有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準を順守しなければなりません。（法第12条の4）

### その他の規制措置

#### 1. 届出に関する規制措置

##### ① 計画変更命令等（法第8条）

特定施設の設置または構造の変更の届出の内容により、排水基準に適合しないと認められるときは、特定施設の構造、使用の方法若しくは汚水等の処理の方法に関する計画の変更または廃止の命令を受けます。

##### ② 工事の実施制限（法第9条）

特定施設の設置または構造の変更の届出が受理された日から60日を経過し、した後でなければ、届出に係る工事に着手できません。ただし届出の内容が相当であると認められるとき（特定施設からの排出水が排水基準に適合している等）は、この期間を短縮することができます。

2. 緊急時の措置命令（法第18条）

異常な濁水等自然的条件の変化が原因で、公共用水域の水質の汚濁が著しくなる場合、事業者は排出水の量の減少や特定施設の一時停止等を命じられることがあります。

3. 報告聴取及び立入検査（法第22条）

事業者は、特定施設の状況や汚水等の処理の方法などについて報告を求められ、または特定事業場の立入検査を受ける場合があります。

罰 則		適 用	罰 則
1	排水基準に係る計画変更命令（法第8条）又は改善命令（法第13条第1項）に違反した場合		1年以下の懲役又は 10万円以下の罰金
2	総量規制基準に係る事前措置命令（法第8条の2）又は改善措置命令（法第13条第3項）に違反した場合		
3	構造基準等の遵守義務に係る改善命令又は一時停止命令（法第13条の3第1項）に違反した場合		
4	地下水の水質の浄化に係る措置命令（法第14条の3第1項若しくは第2項）に違反した場合		
5	排水基準（法第12条第1項）に違反した場合		6月以下の懲役又は 50万円以下の罰金  （ただし過失による場合は 3月以下の懲役又は30万 円以下の罰金）
6	事故時の応急措置命令（法第14条の2第4項）又は緊急時の措置命令（法第18条）に違反した場合		
7	特定施設の設置（法第5条）・構造等の変更の届出（法第7条）をせず、又は虚偽の届出をした場合		3月以下の懲役又は 30万円以下の罰金
8	特定施設の使用の届出（法第6条）をせず又は虚偽の届出をした場合		30万円以下の罰金
9	工事の実施の制限（法第9条第1項）に係る違反をした場合		
10	排出水等の汚染状態測定（法第14条第1項）、汚濁負荷量測定（法第14条第2項）又は施設の定期点検（法第14条第5項）の記録をせず、虚偽の報告をし、又は記録を保存しなかった場合		
11	虚偽の報告をしたり、立入検査を拒み、妨げた場合（法第22条第1項・第2項）		
12	氏名の変更、特定施設の使用廃止（共に法第10条）、承継（法第11条）、汚濁負荷量の測定手法の届出（法第14条第3項）をせず、又は虚偽の届出をした場合		10万円以下の過料

10の排出水の汚染状態測定については、一日当たりの平均排水量が50m<sup>3</sup>以上の特定事業場及び有害物質使用特定事業場について、汚濁負荷量測定については、一日当たりの平均排水量が50m<sup>3</sup>以上の指定地域内特定事業場について適用されます。

問い合わせ・事故の報告先

奈良市健康医療部保健所 保健・環境検査課 環境衛生係  
TEL : 0742-93-8477 (直通)

別添 1

◎水質汚濁防止法に定める特定施設（水質汚濁防止法施行令第1条 別表第1）

1	<p><b>鉱業又は水洗炭業</b>の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 選鉱施設</li> <li>ロ 選炭施設</li> <li>ハ 坑水中和沈でん施設</li> <li>ニ 掘削用の泥水分離施設</li> </ul>
1の2	<p><b>畜産農業又はサービス業</b>の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 豚房施設 （豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）</li> <li>ロ 牛房施設 （牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）</li> <li>ハ 馬房施設 （馬房の総面積が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）</li> </ul>
2	<p><b>畜産食料品製造業</b>の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料処理施設</li> <li>ロ 洗淨施設（洗びん施設を含む。）</li> <li>ハ 湯煮施設</li> </ul>
3	<p><b>水産食料品製造業</b>の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 水産動物原料処理施設</li> <li>ロ 洗淨施設</li> <li>ハ 脱水施設</li> <li>ニ ろ過施設</li> <li>ホ 湯煮施設</li> </ul>
4	<p><b>野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業</b>の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料処理施設</li> <li>ロ 洗淨施設</li> <li>ハ 圧搾施設</li> <li>ニ 湯煮施設</li> </ul>
5	<p><b>みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業</b>の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料処理施設</li> <li>ロ 洗淨施設</li> <li>ハ 湯煮施設</li> <li>ニ 濃縮施設</li> <li>ホ 精製施設</li> <li>へ ろ過施設</li> </ul>
6	<p><b>小麦粉製造業</b>の用に供する洗淨施設</p>
7	<p><b>砂糖製造業</b>の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料処理施設</li> <li>ロ 洗淨施設（流送施設を含む。）</li> <li>ハ ろ過施設</li> <li>ニ 分離施設</li> <li>ホ 精製施設</li> </ul>
8	<p><b>パン若しくは菓子の製造業又は製あん業</b>の用に供する粗製あんの沈でんそう</p>

9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
10	飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 ヘ 蒸留施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設
12	動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 分離施設
13	イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ 分離施設 ニ 渋だめ及びこれに類する施設
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設
16	麺類製造業の用に供する湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
18の2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗浄施設
18の3	たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗浄施設
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ まゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設



	ハ 原料浸せき施設 二 精練機及び精練そう ホ シルケット機 ヘ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設
20	洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設
21	化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー
21の3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設
21の4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式バーカー ロ 接着機洗浄施設
22	木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式バーカー ロ 薬液浸透施設
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 湿式バーカー ハ 碎木機 二 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設（抄造施設を含む。） リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
24	化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破碎施設 二 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設
25	削除
26	無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設

	ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設
27	前号に掲げる事業以外の <b>無機化学工業製品製造業</b> の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ヌ 廃ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設
28	<b>カーバイド法アセチレン誘導品製造業</b> の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ クロロプレンモノマー洗浄施設
29	<b>コールタール製品製造業</b> の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設
30	<b>発酵工業</b> （第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 蒸留施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設
31	<b>メタン誘導品製造業</b> の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
32	<b>有機顔料又は合成染料の製造業</b> の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設
33	<b>合成樹脂製造業</b> の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機

	<p>二 静置分離器</p> <p>ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設</p> <p>ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設</p> <p>ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設</p> <p>チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設</p> <p>リ 廃ガス洗浄施設</p> <p>ヌ 湿式集じん施設</p>
34	<p><b>合成ゴム製造業</b>の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ ろ過施設</p> <p>ロ 脱水施設</p> <p>ハ 水洗施設</p> <p>ニ ラテックス濃縮施設</p> <p>ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器</p>
35	<p><b>有機ゴム薬品製造業</b>の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 蒸留施設</p> <p>ロ 分離施設</p> <p>ハ 廃ガス洗浄施設</p>
36	<p><b>合成洗剤製造業</b>の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 廃酸分離施設</p> <p>ロ 廃ガス洗浄施設</p> <p>ハ 湿式集じん施設</p>
37	<p>前6号に掲げる事業以外の<b>石油化学工業</b>(石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 洗浄施設</p> <p>ロ 分離施設</p> <p>ハ ろ過施設</p> <p>ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設</p> <p>ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設</p> <p>ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設</p> <p>ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設</p> <p>チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設</p> <p>リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設</p> <p>ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設</p> <p>ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設</p> <p>ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設</p> <p>ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器</p> <p>カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設</p> <p>ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及び</p>

	メチルアルコール回収施設 タ 廃ガス洗浄施設
38	石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料精製施設 ロ 塩析施設
38の2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1.4-ジオキサンが発するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）
39	硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱酸施設 ロ 脱臭施設
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設
41	香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 抽出施設
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 脱水施設
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設
46	第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設
47	医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設（第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。） ホ 廃ガス洗浄施設
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設
49	農薬製造業の用に供する混合施設
50	第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
51	石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸留施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設
51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製

	造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
5 1 の 3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設
5 2	皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設
5 3	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 研磨洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設
5 4	セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）
5 5	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント
5 6	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
5 7	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
5 8	窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設
5 9	砕石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設
6 0	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
6 1	鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設
6 2	非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 還元そう ロ 電解施設（熔融塩電解施設を除く。） ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 へ 湿式集じん施設
6 3	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設

	二 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗淨施設
63の2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗淨施設
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗淨施設（脱硫化水素施設を含む。）
64の2	水道施設（水道法第3条第8項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法第2条第6項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第21条第1項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であつて、次に掲げるもの（これらの浄水能力が1日当たり1万立法メートル未満の事業場に係るものを除く。） イ 沈でん施設 ロ ろ過施設
65	酸又はアルカリによる表面処理施設
66	電気めっき施設
66の2	エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）
66の3	旅館業（旅館業法第2条第1項に規定するもの（住宅宿泊事業法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第2条第4項に規定する下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ちゅう房施設 ロ 洗濯施設 ハ 入浴施設
66の4	共同調理場（学校給食法第6条に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積が360平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
66の6	飲食店（次号及び第66号の8に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が420平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
66の7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が630平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
66の8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が1,500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
67	洗濯業の用に供する洗淨施設
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗淨施設
68の2	病院（医療法第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が300以上であるものに設置される施設であつて、次に掲げるもの イ ちゅう房施設

	ロ 洗淨施設 ハ 入浴施設
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
69の2	卸売市場（卸売市場法第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）（主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。）に設置される施設であつて、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が1,000平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） イ 卸売場 ロ 仲卸売場
70	廃油処理施設（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号に規定するものをいう。）
70の2	自動車特定整備事業（道路運送車両法第77条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が800平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）
71	自動式車両洗淨施設
71の2	科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗淨施設 ロ 焼入れ施設
71の3	一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するものをいう。）である焼却施設
71の4	産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であつて、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗淨施設（前各号に該当するものを除く。）
71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）
72	し尿処理施設（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。）
73	下水道終末処理施設
74	特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前2号に掲げるものを除く。）

指定地域 特定施設	建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽
--------------	--

◎奈良県生活環境保全条例で定められた汚水等排出施設

(奈良県生活環境保全条例施行規則第5条 別表第2)

1	<p>ひろく一般の用に供する施設(次項及び第3項に掲げるものを除く。)であって次に掲げるもの</p> <p>(1) 廃ガス洗浄施設</p> <p>(2) 湿式集じん施設</p>
2	<p>医療法第1条の5第1項に規定する病院(患者50人以上を入院させるための施設を有するものに限る。)に設置される施設であって次に掲げるもの</p> <p>(1) レントゲン自動現像装置</p> <p>(2) 臨床検査室</p> <p>(3) 自動洗びん施設</p>
3	<p>家畜飼養業の用に供する畜舎であって飼養規模が豚(生後5月未満のものを除く。)の飼養頭数が50頭以上又は牛若しくは馬の飼養頭数若しくはこれらの合計が20頭以上であるもの</p>

備考 この表に掲げる施設は、次に掲げる施設を除く。

- (1) 水質汚濁防止法第2条第6項の特定事業場に設置される施設
- (2) 下水道法第2条第3号に規定する公共下水道又は同条第4号に規定する流域下水道であって、同条第6号に規定する終末処理場を設置しているもの(その流域下水道に接続する公共下水道を含む。)に排出水を排出する施設



**別添 2**

表 1 有害物質に係る排水基準（すべての特定事業場に適用される。）

有害物質の種類	一律許容限度	上乗せ許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L	0.01 mg/L
シアン化合物	1 mg/L	検出されないこと
有機燐化合物	1 mg/L	検出されないこと
鉛及びその化合物	0.1 mg/L	—
六価クロム化合物	0.5 mg/L	0.05 mg/L
砒素及びその化合物	0.1 mg/L	0.05 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L	検出されないこと
アルキル水銀化合物	検出されないこと	—
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L	検出されないこと
トリクロロエチレン	0.1 mg/L	—
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L	—
ジクロロメタン	0.2 mg/L	—
四塩化炭素	0.02 mg/L	—
1, 2-ジクロロエタン	0.04 mg/L	—
1, 1-ジクロロエチレン	1 mg/L	—
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L	—
1, 1, 1-トリクロロエタン	3 mg/L	—
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06 mg/L	—
1, 3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L	—
チウラム	0.06 mg/L	—
シマジン	0.03 mg/L	—
チオベンカルブ	0.2 mg/L	—
ベンゼン	0.1 mg/L	—
セレン及びその化合物	0.1 mg/L	—
ほう素及びその化合物	10 mg/L※	—
ふっ素及びその化合物	8 mg/L※	—
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg/L※	—
1, 4-ジオキサン	0.5 mg/L	—

注 1. 上乗せ排水基準は、県条例で定められた特定事業場（\*）に該当する場合に適用する。

2. 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

\* **別添 1** 第 2 2 号、第 2 4 号から 2 8 号まで、第 3 2 号、第 3 3 号、第 4 3 号、第 4 6 号、第 4 7 号、第 4 9 号、第 5 0 号、第 5 3 号、第 5 7 号、第 6 2 号ニ、第 6 3 号ニ、第 6 5 号又は第 6 6 号

※既設の事業場のうち、直ちに一律排水基準を達成することが技術的に著しく困難な業種に属する特定事業場について、暫定的な排水基準が別途設定されている項目

表2 生活環境項目に係る排水基準

(一日当たりの平均排水量が50 m<sup>3</sup>以上の特定事業場に適用される。)

項目	新設基準 (注1)	既設基準 (注1)
水素イオン濃度 (水素指数)	5.8~8.6	5.8~8.6
生物化学的酸素要求量 (河川)	25(20) mg/L	70(50) mg/L
化学的酸素要求量 (湖沼)	160(120)mg/L	160(120)mg/L
浮遊物質	90(70) mg/L	100(80) mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油)	5 mg/L	5 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂)	30 mg/L	30 mg/L
フェノール類含有量	5 mg/L	5 mg/L
銅含有量	3 mg/L	3 mg/L
亜鉛含有量	2 mg/L※	2 mg/L※
溶解性鉄含有量	10 mg/L	10 mg/L
溶解性マンガン含有量	10 mg/L	10 mg/L
クロム含有量	2 mg/L	2 mg/L
大腸菌群数	(3000) 個/cm <sup>3</sup>	(3000) 個/cm <sup>3</sup>
窒素含有量	120(60) mg/L※	120(60)mg/L※
燐含有量	16(8) mg/L※	16(8) mg/L※

注 1. 新既設区分については、表5参照のこと。

2. 生物化学的酸素要求量は河川、化学的酸素要求量は湖沼に限って適用する。

3. 浄化槽における生物化学的酸素要求量と浮遊物質量の排水基準については表4参照のこと。

4. ( ) は、日間平均

5. 県条例で定められている特定事業場(\*)又は歴史的風土保存区域、風致地区に設置される新設事業場(注1参照)にあつては、一日平均排水量が10 m<sup>3</sup>から適用する。(ただし、\*については、生物化学的酸素要求量及び浮遊物質のみ。)

6. 窒素及び燐の排水基準は、排水基準を定める省令別表第2の備考6及び7の規定に基づき環境大臣が定める湖沼、海域、及びこれらに流入する公共用水域への排水水に限り適用される。

\***別添1** 第1号の2イ(豚(生後5月未満のものを除く。))百頭以上の飼養に係るものに限る。)、第11号、第22号、第24号から28号まで、第32号、第33号、第43号、第46号、第47号、第49号、第50号、第53号、第55号(混練機の混練容量が0.6立方メートル以上のもの)、第57号、第62号の2、第63号ニ、第65号、第66号

※既設の事業場のうち、直ちに一律排水基準を達成することが技術的に著しく困難な業種に属する特定事業場について、暫定的な排水基準が別途設定されている項目

表3 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準  
 (一日当たりの平均排水量が50m<sup>3</sup>以上の特定事業場に適用される。)

①化学的酸素要求量 $Lc = Cc \times Qc \times 10^{-3}$	Lc：排出が許容される汚濁負荷量 (単位:kg/日) Cc：知事が定める化学的酸素要求量濃度 (単位:mg/L) (業種、新既区分、排水量の増減等により適用する値が異なる。) Qc：特定排出水の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)
②窒素含有量 $Ln = Cn \times Qn \times 10^{-3}$	Ln：排出が許容される汚濁負荷量 (単位:kg/日) Cn：知事が定める窒素含有量濃度 (単位:mg/L) (業種、新既区分、排水量の増減等により適用する値が異なる。) Qn：特定排出水の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)
③りん含有量 $Lp = Cp \times Qp \times 10^{-3}$	Lp：排出が許容される汚濁負荷量 (単位:kg/日) Cp：知事が定めるりん含有量濃度 (単位:mg/L) (業種、新既区分、排水量の増減等により適用する値が異なる。) Qp：特定排出水の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)

注 複数の業種にまたがっている場合は、それぞれの業種ごとに算出後、合計する。

表4 し尿処理施設に係る排水基準


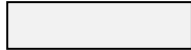
		設置時期	～ 47.1.1	～ 48.9.1	～ H2.4.1	～ H4.4.1	
大和川水域	201～500人槽	(90)	(90)	(60)	(60)	25(20)	
		100(80)	100(80)	100(80)	100(80)	90(70)	
	501～2000人槽	(60)	(30)	(30)	25(20)	25(20)	
		100(80)	90(70)	90(70)	90(70)	90(70)	
	2001人槽以上	(30)	(30)	(30)	25(20)	25(20)	
し尿浄化槽以外のし尿処理施設	100(80)	90(70)	90(70)	90(70)	90(70)		
その他の水域	201～500人槽	(90)	(90)	(60)	(60)	25(20)	
		100(80)	100(80)	100(80)	100(80)	90(70)	
	501～2000人槽	(60)	(60)	(30)	25(20)	25(20)	
		100(80)	100(80)	100(80)	90(70)	90(70)	
	2001人槽以上	(30)	(30)	(30)	25(20)	25(20)	
し尿浄化槽以外のし尿処理施設	100(80)	100(80)	100(80)	90(70)	90(70)		
その他の水域	201～500人槽	(90)	(90)	(90)	(90)	25(20)	
		100(80)	100(80)	100(80)	100(80)	90(70)	
	501～2000人槽	(60)	(60)	(60)	25(20)	25(20)	
		100(80)	100(80)	100(80)	90(70)	90(70)	
	2001人槽以上	(30)	(30)	(30)	25(20)	25(20)	
し尿浄化槽以外のし尿処理施設	100(80)	100(80)	100(80)	90(70)	90(70)		

生物化学的 酸素要求量 mg / ・	上段
浮遊物質 mg / ・	下段

注：1. 「指定区域」とは建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する特定行政庁が衛生上特に支障があると認めている規則で指定する区域のことである。  
2. ( ) 日間平均

表5 特定事業場の設置時期による新既区分（し尿浄化槽以外の特定施設のある事業場）

		設置時期	47.1.1	54.5.10	63.10.1	H2.4.1
大和川水域	既設特定事業場 (新設扱いの事業場あり)					
	既設特定事業場（水濁法改正により追加された特定事業場に 限る。）					
その他の水域	既設特定事業場 (新設扱いの事業場あり)					

新設事業場  
  
 既設事業場  


### 別添3

#### ◎指定物質

- 1 ホルムアルデヒド
- 2 ヒドラジン
- 3 ヒドロキシルアミン
- 4 過酸化水素
- 5 塩化水素
- 6 水酸化ナトリウム
- 7 アクリロニトリル
- 8 水酸化カリウム
- 9 アクリルアミド
- 10 アクリル酸
- 11 次亜塩素酸ナトリウム
- 12 二硫化炭素
- 13 酢酸エチル
- 14 メチルターシャリーブチルエーテル (別名MTBE)
- 15 硫酸
- 16 ホスゲン
- 17 1, 2-ジクロロプロパン
- 18 クロルスルホン酸
- 19 塩化チオニル
- 20 クロロホルム
- 21 硫酸ジメチル
- 22 クロロピクリン
- 23 りん酸ジメチル-2, 2-ジクロロビニル (別名ジクロロボス又はDDVP)
- 24 ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト (別名オキシデプロホス又はESP)
- 25 トルエン
- 26 エピクロロヒドリン
- 27 スチレン
- 28 キシレン
- 29 パラ-ジクロロベンゼン
- 30 N-メチルカルバミン酸2-セカンダリーブチルフェニル (別名フェノブカルブ又はBPMC)
- 31 3, 5-ジクロロ-N-(1, 1-ジメチル-2-プロピニル) ベンズアミド (別名プロピザミド)
- 32 テトラクロロイソフタロニトリル (別名クロロタロニル又はTPN)
- 33 チオりん酸O, O-ジメチル-2-O-(3-メチル-4-ニトロフェニル) (別名フェニトロチオン又はMEP)
- 34 チオりん酸S-ベンジル-O, Oジイソプロピル (別名イプロベンホス又はIBP)
- 35 1, 3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル (別名イソプロチオラン)
- 36 チオりん酸O, O-ジエチル-2-O-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジン) (別名ダイアジノン)
- 37 チオりん酸O, O-ジエチル-2-O-(5-フェニル-3-イソキサゾリル) (別名イソキサチオン)
- 38 4-ニトロフェニル-2, 4, 6-トリクロロフェニルエーテル (別名クロロニトロフェン又はCNP)
- 39 チオりん酸O, O-ジエチル-2-O-(3, 5, 6-トリクロロ-2-ピリジル) (別名クロロピリホス)
- 40 フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)
- 41 エチル= (Z) -3- [N-ベンジル-N- [[メチル(1-メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル) アミノ] チオ] アミノ] プロピオナート (別名アラニカルブ)
- 42 1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 8-オクタクロロ-2, 3, 3a, 4, 7, 7a-ヘキサヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン (別名クロルデン)
- 43 臭素
- 44 アルミニウム及びその化合物
- 45 ニッケル及びその化合物
- 46 モリブデン及びその化合物
- 47 アンチモン及びその化合物
- 48 塩素酸及びその塩
- 49 臭素酸及びその塩
- 50 クロム及びその化合物 (六価クロム化合物を除く。)
- 51 マンガン及びその化合物
- 52 鉄及びその化合物
- 53 銅及びその化合物
- 54 亜鉛及びその化合物
- 55 フェノール類及びその塩類
- 56 1, 3, 5, 7-テトラアザトリシクロ[3.3.1.1<sup>3,7</sup>]デカン (別名ヘキサメチレンテトラミン)

- 57 アニリン
- 58 ペルフルオロオクタン酸（別名 PFOA）及びその塩
- 59 ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名 PFOS）及びその塩
- 60 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

別添 4

水質汚濁防止法の届出事項

届出を必要とする事項	条文	届出の時期	届出様式	届出をするもの	提出部数
・特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の新設・増設・更新の場合	第5条	設置予定日の60日前までに届出	様式第1（第3条関係） 特定施設（有害物質貯蔵指定施設） 設置届出書	個人営業の場合 は事業主     法人の場合は 代表者	2部
・政令改正により新たに追加された特定施設（有害物質貯蔵指定施設）を既に設置している場合	第6条	特定施設を追加する政令の施行日から30日以内に届出	様式第2（第4条関係） 特定施設（有害物質貯蔵指定施設） 使用届出書		
・既に設置している特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の構造・使用方法の変更の場合 ・汚水等の処理方法の変更の場合 ・排出水の汚染状態及び量等の変更の場合 ・その他の変更の場合	第7条	変更予定日の60日前までに届出	様式第3（第5条関係） 特定施設（有害物質貯蔵指定施設） の構造等変更届出書		
・氏名又は名称及び住所、法人にあってはその代表者の氏名、工場又は事業場の名称及び所在地を変更する場合	第10条	変更した日から30日以内に届出	様式第5（第7条関係） 氏名等変更届出書		
・特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用を廃止した場合	第10条	廃止した日から30日以内に届出	様式第6（第7条関係） 特定施設（有害物質貯蔵指定施設） 使用廃止届出書		
・特定施設（有害物質貯蔵指定施設）を譲り受け、又は借り受けた場合	第11条	承継のあった日から30日以内に届出	様式第7（第8条関係） 承継届出書		
・日平均排水量が50m <sup>3</sup> 以上の特定施設の場合	第14条 第3項	あらかじめ	様式第10（第9条の2関係） 汚濁負荷量測定手法届出書		

※「設置」とは、新たに特定施設（有害物質貯蔵指定施設）を建設する場合（他から購入して据え付ける場合を含む。）、既存の一般施設を改造又は用途変更して特定施設（有害物質貯蔵指定施設）とする場合や、特定施設の新設も含まれます。

※「特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の構造・使用方法の変更」とは、特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の規模・原材料・運転方法等を変更することです。

※「汚水等の処理方法の変更」とは、汚水処理施設の改善、中和剤の種類・使用する薬剤の混入率等を変更することです。